社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園定款

第１章 総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、アッシジの聖フランシスコの生き方に基づいた愛の精神をもって、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）母子生活支援施設（みこころ荘）の設置経営

（ロ）特別養護老人ホーム（さくら聖母の園）の設置経営

（ハ）軽費老人ホーム（ケアハウスさくらの郷）の設置経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所マリア愛児園の設置経営

（ロ）老人デイサービス事業　　（さくら聖母の園）

（ハ）保育所聖母保育園の設置経営

（ニ）老人デイサービス事業（デイホーム金谷）の設置経営

（ホ）地域子育て支援拠点事業（マリア子育てひろば　バンビーノ）

（ヘ）地域子育て支援拠点事業（聖母子育てひろば）

（ト）保育所ひがししろ保育園の設置経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を新潟県上越市西城町２丁目３番１２号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を新潟県上越市西城町２丁目３番２０号並びに新潟県上越市五智１丁目５番３号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１１名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員については、報酬を支給しないこととする。なお、評議員会に出席した場合の交通費等の費用については、実費相当額を費用弁償する。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　　６名以上１０名以内
（２）監事　　２名以上

２　理事のうち１名を理事長、１名を専務理事とする。

３　前項の専務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職　員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構　成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び専務理事の選定及び解職

（招　集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）マリア愛児園・母子生活支援施設みこころ荘 建物１棟

所在　新潟県上越市西城町２丁目字中殿町通 30 番地 20、30 番地 2、32 番地 10、32 番地 14

構造　鉄筋コンクリート鉄骨造・陸屋根ステンレス鋼板葺地下１階付３階建

面積　2,449.10 ㎡

（２）さくら聖母の園園舎 建物１棟

所在　新潟県上越市西城町２丁目字中殿町通 30 番地 1、字新中殿 52 番地 4

構造　鉄筋コンクリート造・陸屋根５階建

面積　4,614.63 ㎡

（３）聖母保育園園舎 建物１棟

所在　新潟県上越市五智１丁目 59 番地 1

構造　鉄筋木造・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
面積　542.29 ㎡

（4）マリア愛児園・母子生活支援施設みこころ荘 土地
所在　新潟県上越市西城町２丁目字中殿町通 32 番 10、32 番 14
面積　348.58 ㎡

（5）来園者用駐車場 土地
所在　新潟県上越市西城町２丁目字新中殿 55 番１
面積　1,074.45 ㎡

（6）来園者用駐車場 土地
所在　新潟県上越市西城町２丁目字中殿町通 32 番 2、32 番 11
面積　271.07 ㎡

（7）マリア愛児園園庭 土地
所在　新潟県上越市西城町２丁目字中殿町通 32 番 5、32 番 13
面積　352.72 ㎡

（8）聖母子育てひろば 土地
所在　新潟県上越市五智１丁目 67 番 1、67 番 4
面積　336.14 ㎡

（9）聖母子育てひろば 建物１棟
所在　新潟県上越市五智１丁目 67 番地１
構造　木造合金メッキ鋼板葺平屋建
面積　66.69 ㎡

(10) デイホーム金谷 建物２棟
所在　新潟県上越市大貫２丁目 1196 番地２
① デイサービスセンター
構造　鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建
面積　410.50 ㎡
② 車庫
構造　木造合金メッキ鋼板葺平屋建
面積　59.62 ㎡

(11) デイホーム金谷 土地
所在　新潟県上越市大貫２丁目 1196 番２
面積　1,597.29 ㎡

(12) 聖母保育園 来園者用駐車場 土地
所在　新潟県上越市五智１丁目 36 番２
面積　330.59 ㎡

(13) ひがししろ保育園園舎 建物１棟
所在　新潟県上越市東城町１丁目字下古川 580 番地、583 番地 1、584 番地 1、579 番地 2、579 番地 3
構造　鉄筋コンクリート造・陸屋根２階建
面積　870.47 ㎡

3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

（１）五智聖母の家 土地

所在　新潟県上越市五智３丁目 3504 番、3504 番 1、3505 番 1

面積　829.72 ㎡

（２）五智聖母の家 建物１棟

所在　新潟県上越市五智３丁目 3505 番地 1、3504 番地

構造　鉄筋コンクリート造・陸屋根３階建

面積　940.39 ㎡

（３）五智聖母の家駐車場 土地

所在　新潟県上越市五智２丁目 150 番、上越市五智３丁目３番５、同３番９

面積　465 ㎡

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、上越市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、上越市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種　別）

第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）特別養護老人ホーム（さくら聖母の園）にて次の事業を行う。
　　居宅介護支援事業（老人介護支援センターさくら）
（２）高齢者の居住の安定確保に関する法律及び同法施行令等に規定する次の事業を行う。
　　サービス付き高齢者向け住宅（五智聖母の家）の設置経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解　散）

第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３８条　解散（合併又は破産による解散は除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上越市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上越市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　長　　エンリコ　ゴッツイ
理　　事　　ウゴリノ　アルカリ
理　　事　　大　島　　晋
監　　事　　渡　辺　和　雄

制　　定　昭和３２年　　４月１５日
一部変更　昭和４０年　　５月１２日　　許可（厚生大臣）
〃　　昭和４１年　　８月２４日　　〃　（　〃　）
〃　　昭和４７年　１１月１１日　　〃　（　〃　）
〃　　昭和５９年　　５月３０日　　〃　（　〃　）
〃　　昭和６２年　　３月３１日　　〃　（　〃　）

〃	平成　４年	３月１９日	〃	(新潟県知事)	
〃	平成　４年	６月２４日	受理	(〃)	
〃	平成　６年	１０月１１日	認可	(〃)	
〃	平成　９年	２月１７日	〃	(〃)	
〃	平成　９年	６月　９日	〃	(〃)	
〃	平成１０年	１月２９日	〃	(〃)	
〃	平成１０年	５月２７日	〃	(〃)	
〃	平成１１年	１２月　６日	〃	(〃)	
一部変更	平成１２年	１０月　６日	〃	(〃)	
〃	平成１４年	５月２７日	〃	(〃)	
〃	平成１８年	４月　１日	〃	(〃)	
〃	平成１８年	７月　５日	〃	(〃)	
〃	平成２２年	１月２２日	〃	(〃)	
〃	平成２２年	６月２５日	〃	(〃)	
〃	平成２２年	９月　２日	〃	(〃)	
〃	平成２３年	６月１６日	〃	(〃)	
〃	平成２４年	１０月１８日	〃	(〃)	
〃	平成２５年	１月１８日	〃	(〃)	
〃	平成２５年	４月２６日	受理	(上越市長)	
〃	平成２５年	７月１０日	認可	(〃)	
〃	平成２６年	６月２６日	〃	(〃)	
〃	平成２７年	４月２７日	〃	(〃)	
〃	平成２９年	１月　４日	〃	(〃)	平成29年4月1日から施行
〃	平成２９年	５月１１日	〃	(〃)	
〃	平成３０年	７月　６日	〃	(〃)	

＊施行日については厚生大臣の許可日、新潟県知事の許可日・受理日および認可日とする。
＊なお、平成25年4月以降の施行日については上越市長の受理日もしくは認可日とする。